

【補助対象事業、補助率及び限度額】

区分		概要
新築	面積	延床面積80㎡以上
	対象建築物	・同一町会1つまでとする ・更地に建築すること
	補助金	補助対象経費の1/2以内の額 ～200世帯 … 1,000万円限度 201世帯～300世帯 … 1,100万円限度 301世帯～400世帯 … 1,200万円限度 401世帯～500世帯 … 1,300万円限度 501世帯～ … 1,400万円限度
購入	対象	中古物件の購入
	補助金	補助対象経費の3/4以内の額 1,000万円限度（土地は対象外） ※同時の修繕を含む
解体	対象	・同じ年度内に新たにコミュニティセンターを所有すること ・コミュニティセンターとして5年以上使用していること ・現有の集会施設が築30年を経過していること
	補助金	補助対象経費の3/4以内の額 300万円限度
増築	面積	延べ面積が15㎡以上（バリアフリー整備に該当する増築の場合、15㎡未満も対象）
	対象	世帯規模が大きい町会・世帯増加の町会等
	補助金	補助対象経費の1/2以内の額 700万円限度 ※同時の修繕を含む 1,000万円限度
修繕	対象	・100万円以上の修繕 ・バリアフリー整備に該当する修繕（整備費が100万円未満の場合、バリアフリー整備に該当する部分のみ対象） ・購入もしくは増築と同時に行う修繕
	補助金	補助対象経費の3/4以内の額 1,000万円限度
賃借	対象	集合住宅の町会が当該建物において住戸を賃借する場合に限る。
	補助金	補助対象経費の1/2以内の額 30万円限度/年 最高5年間限度

【補助金の再交付】 原則として5年の経過を要する

【事前協議の時期】 原則、建設する年度の前年度の10月末日まで
(ただし、新築、増築の県への申請関係で8月末日)

【基準単価】 木造、鉄骨、鉄筋ともに130,000円/㎡(バリアフリー仕様単価)

【県補助概要】 窓口 県民交流課

①補助率 補助対象経費の1/4以内の額

②補助金の限度額 ・新築……100万円以上、820万円以下
・増築・改築……50万円以上、590万円以下

【その他】 原則、バリアフリー仕様とする。